

労災保険の給付を受給された皆様とそのご遺族の皆様へ

2004年7月以降に支給された労災保険の給付に追加給付がある可能性があります

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」で全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことにより、統計上の賃金額が低めに出ていました。

この結果、同調査の平均給与額の変動を基礎としてスライド率等を算定している労災保険の給付額に影響が生じています。

2004年以降追加給付が必要となる時期に遡って追加給付を行っています。

御迷惑をおかけしますこと、心よりお詫び申し上げます。

2004年7月以降
次の給付を受けた方
が追加給付の対象
になり得ます

- ◆ 傷病（補償）年金、傷病特別年金
- ◆ 障害（補償）年金、障害特別年金
- ◆ 遺族（補償）年金、遺族特別年金、遺族特別一時金
- ◆ 休業（補償）給付、休業特別支給金 等

※ 2004年7月以降に給付を受けた方でも、時期や給付基礎日額によって追加給付の対象にならないことがあります。

○以下のスケジュールにより、再計算した金額で支給や追加給付を進めています。

				お知らせ開始時期	お支払い開始時期
労災年金	現に 受給中 の方 (2019年3月時点)	将来分（2019年4・5月分から再計算した額）		2019年4月	2019年6月～
		過去分	厚生年金との支給調整等が不要な方	2019年5月～	2019年6月～
			厚生年金との支給調整等が必要な方	2019年9月～	2019年10月～
	過去に受給されたことがある方			2019年9月～※1	2019年10月～※2
				お知らせ開始時期	お支払い開始時期
休業（補償）給付	現に 受給中 の方 (2019年3月時点)	将来分（2019年4月に休業した請求分から再計算した額）		—	2019年5月～ (一部4月も)
		過去分	厚生年金との支給調整等が不要な方	2019年6月～	2019年7月～
			厚生年金との支給調整等が必要な方	2019年7月～	2019年8月～
	過去に受給されたことがある方			2019年8月～※1	2019年9月～※2
	過去に受給されたことがある方で システム上の処理にさらに時間を要する方			2019年11月～	2019年12月～

※「支給調整」とは、労災年金と厚生年金（障害もしくは遺族年金）の双方の支給を受ける場合や通勤災害の場合に自賠責保険の補償額と支給額の調整を行う場合などがあります。

※1 現住所を特定できた方より順次

※2 必要な本人確認を踏まえて順次

○再計算の結果、受給額が変わらない方に対しては、追加給付のお知らせは送付いたしません。

○追加給付事務の状況は、厚生労働省ホームページなどで公表しています。

※ 今後の手続に役立つ可能性がありますので、次の書類は捨てずに保管してください。
支給決定通知・支払振込通知、年金証書、変更決定通知書



労災保険の給付を受給していた皆様へ

「追加給付問合せ専用ダイヤル」 を設置しています

全国どこからでも通話料無料で
お電話いただけます

2004年7月以降に支給された労災保険の給付に追加給付がある可能性があります。

以下の問合せ専用ダイヤルで御質問・御相談を受け付けます。
疑問の点は、まず御連絡ください。

こんな疑問に
お答えします

- ◆ どのような給付が追加給付の対象になりますか？
- ◆ いつ頃給付されたものが対象になりますか？
- ◆ 名前や住所が変わっているのですが…

専用ダイヤル
はこちら

0120-952-824 ※ 日本語のみになります

受付時間 平日 8:30～20:00
土日祝 8:30～17:15

追加給付問合せ専用ダイヤルのご相談の期限は、当面、設けません。

✓ 外国語で電話相談いただける窓口はこちらです

※ こちらは通話料がかかります

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～金	午前10時～午後3時 (正午～午後1時は 除く)	0570-001701
中国語			0570-001702
ポルトガル語			0570-001703
スペイン語			0570-001704
タガログ語	火、水、木、金		0570-001705
ベトナム語	月～金		0570-001706
ミャンマー語	月、水		0570-001707
ネパール語	火、木		0570-001708

